

環政第1266号  
令和7年2月4日

宜野湾市長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査  
報告書(令和5年度)について

令和6年10月3日付け宜建市第211号で送付されたみだしの事後調査報告書について、  
沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第39条第1項の規定により、別添  
のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査報告書  
(令和5年度)に対する環境保全措置要求

1 赤土等による水の濁りについて

- (1) 講じる予定としていた赤土等流出防止対策（ブルーシート被覆）の実施が遅れ、濁水が流出したことから、今後は本事業に係る沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書に記載したとおり適切な時期に必要な赤土等流出防止対策を実施すること。
- (2) A沈殿池については、令和6年度の梅雨後の状況を確認し、濁水の流出のおそれがない場合は事後調査を終了する予定としている。

今後、A沈殿池は段階的に縮小し、最終的に埋め戻す予定としているが、A沈殿池流域における造成工事は今後も行われるとのことから、同流域における改変区域については、赤土等流出防止対策を適切に実施すること。また、貯留された濁水を排出する際には、排水中の浮遊物質量（SS）が事後調査で環境影響の程度が著しいと判断する基準（25mg/L）を超えないよう適切に管理するとともに、事後調査として排水中の浮遊物質量（SS）の測定を実施すること。

2 重要な蘚苔類及び重要な大型藻類の生育環境保全について

チュンナーガー等重要な蘚苔類及び重要な大型藻類が確認されている湧水地点においては、管理者による水路の清掃や周辺の草刈りなどがこれらの生育環境に影響を与えている可能性があるとのことから、水路の清掃や周辺の草刈りなどの際には可能な限りこれら重要な種の生育環境に影響を及ぼさないよう、専門家等からの助言を踏まえ、確認されている重要な種やこれらの生育環境保全のための情報について管理者に提供すること等により、これら重要な蘚苔類及び重要な大型藻類の生育環境の保全に努めること。

3 他機関との重要な生物種確認状況に係る情報共有等について

本事業実施区域においては、その他事業として沖縄防衛局による支障除去措置や貴市文化課による文化財試掘踏査が行われているが、重要な生物種の移動等の環境保全措置の実施に当たって、重要な生物種の確認状況、当該種の生態等について、その他事業を行っている機関と事前に情報共有するとともに、必要な環境保全措置が適切に実施されるようその他事業への着手時期の調整を行うことなどにより、その他事業を行う機関においても必要な環境保全措置が適切に行えるように努めること。

4 琉球大学病院等の供用開始について

令和7年1月に琉球大学病院が事業実施区域内に移転し、同年4月には、同大学医学部等が事業実施区域内に移転する予定であることから、工事の実施による同施設の大気質、騒音、振動等の環境への影響を可能な限り回避又は低減できるよう環境保全措置を講じるとともに、必要に応じて事後調査を実施すること。